

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成20年10月30日

**【事業年度】** 第60期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

**【会社名】** 日本電通株式会社

**【英訳名】** NIPPON DENTSU CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長 上 敏 郎

**【本店の所在の場所】** 大阪市港区磯路2丁目21番1号

**【電話番号】** (06)6577局4114番(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員 森 本 恒 雄

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市港区磯路2丁目21番1号

**【電話番号】** (06)6577局4114番(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員業務管理部長 森 西 輝 幸

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第60期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4部 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

###### (6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(訂正前)

~ <省略>

(訂正後)

~ <省略>

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことができるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。